

大牟田市生活支援コーディネーター設置業務

1 業務名

大牟田市生活支援コーディネーター設置業務

2 目的

この業務は、「地域支援事業の実施について（令和7年7月17日付老発第0609001号）」別紙「地域支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）」別記3「2 生活支援体制整備事業」（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号）」に規定する「生活支援コーディネーター」を地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）に配置し、生活支援体制整備事業を実施するものとする。

また、生活支援体制整備事業は、包括センターの運営と同様に、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業として位置づけられており、生活支援コーディネーターの活動に当たっては、年齢や属性等を問わず相談に応じるとともに、地域住民自らによる生活課題の把握及び解決に向けた取り組みが実施される体制の構築等、地域力の強化等に資する取り組みを推進するものとする。

3 業務内容等

(1) 生活支援コーディネーターの設置

- ① 配置人数は、業務を実施するために必要な人数とし、常勤職員1名以上であること。必要に応じて、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの生活支援コーディネーターの勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の生活支援コーディネーターが勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの生活支援コーディネーターの員数を常勤の生活支援コーディネーターの員数に換算する方法をいう。）によることができる。
- ② 生活支援コーディネーターは、地域住民の関心事や地域の多様な活動の状況をよく知る者、地域住民による活動の支援について実績のある者、医療・介護・福祉の領域を超えた主体との対話のための知見を有する者等、業務を適切に実施できる者を配置すること。
- ③ 生活支援コーディネーターは、配置された包括センターの職員とする。
- ④ 委託期間内に配置した生活支援コーディネーターの交代をしないこと。やむをえず交代する場合は、事前に市の承諾を得ること。

(2) 生活支援コーディネーターによる業務等

- ① 生活支援コーディネーターは、「2. 目的」を踏まえ、本業務を実施すること。なお、業務は、基幹型包括センター、他の包括センター、多機関協働事業者、民生委員・児童委員その他関係機関等と連携して実施すること。

② 業務目的

a 資源開発

- ・地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出（既存の活動を地域とつなげることを含む。）
- ・生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア団体等を含む）の養成
- ・地域生活課題の解決に主体的に取り組む体制構築
- ・元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として活動する場の確保等

※ 資源開発は、資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、それらの連携・共創を推進する役割を担うものであり、関係者との適切かつ緊密な連携のもとで、サービス・活動事業としての事業化等を進めること。

b ネットワーク構築

- ・多様な主体を含む関係者間の情報共有、生活支援・介護予防サービス提供主体間の連携の体制づくり等

c ニーズと取組のマッチング

- ・支援ニーズと生活支援・介護予防サービス提供主体の活動のマッチング等

※ 高齢者が、単に地域の生活支援・介護予防サービスを受取るだけでなく、自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと。

③ 業務内容及び具体的な活動内容

a 高齢者の支援ニーズ・関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化【住民等の生活課題等の直接的な情報収集】

【具体的な活動内容】

- ・個別の相談や予防プラン作成時のアセスメント等を通じて、高齢者の支援ニーズ・関心事等を把握する。
- ・多様な主体の活動状況等の情報を収集・把握する。
- ・整理した地域の社会資源のうち全市的な基盤となるものについて、一元的に整理する。
- ・創出・把握した地域の社会資源の整理・随時又は定期的に更新する。

b aを踏まえた、地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援（活動の担い手又は支援者たり得る多様な主体との調整を含む。）【個別の生活課題への支援に関する企画立案】

【具体的な活動内容】

- ・小さなコミュニティ（住民の生活範囲など）で、個別の支援ニーズ（生活課題）の解決に向けた取組に対する支援を実施する。

c 地域住民・多様な主体・包括センター等の役割（地域住民が主体的に行う内容を含む。）の整理、実施目的の共有のための支援

【具体的な活動内容】

- ・地域生活課題を主体的に解決する活動を行う協議体等との連携に取り組む。
- ・協議体等で、小さなコミュニティでの個別の支援ニーズを共有する。
- ・協議体等で、小さなコミュニティでの個別の支援ニーズの解決に向けた取組に対する支援の検討状況を共有する。
- ・協議体等で、校区全体の支援ニーズの解決に向けた取組に対する支援を行う。
- ・協議体等で、既存の地域資源の把握、情報の可視化（地域の実態調査や地域資源マップ作成等）の取組の推進を図る。
- ・整理した地域の社会資源の情報を地域の関係機関・団体に共有する。

d 生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、組織化、具体的な活動とのマッチング

【具体的な活動内容】

- ・b及びcを踏まえた具体的な活動を支援する。
- ・個別の支援ニーズの解決に向け、具体的な活動が生まれ、動き出すように働きかける。

e 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング

- ※ 生活支援・介護予防サービスの事業化（サービス・活動事業の事業化を含む。）や立ち上げ・継続のためのコーディネート業務を想定している。生活支援・介護予防サービスの実施主体が当該サービスの実施区域において行う個々の高齢者と当該サービスとのマッチングについては、事業の対象外となる。

【具体的な活動内容】

- ・cを踏まえた地域の支援ニーズとdの仕組みのマッチングを行う。
- ・cを踏まえた地域の支援ニーズと既存サービスのマッチングを調整する。

④ 「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」の実施
地域住民への個別訪問や相談対応等といった個別の対応を通じ、地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体と共に複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を実施する。

複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から課題解決に向けた対応を行う。

【具体的な活動内容】 ※地域の実情に応じて、多様な取り組みを実施すること。

- ・複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。
- ・社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。
- ・地域の多様な主体を含む地域のネットワークを活用し、課題を抱える者の適切な支援へのつなぎや課題に対応するための資源開拓を行う。

- ⑤ その他、生活支援体制整備事業として実施する業務及び包括センター職員としての業務を行う。

4 活動目標の設定及び業務実施報告

生活支援コーディネーターの業務等について、年間の事業計画を策定し、月次報告及び年次報告書（取り組みの成果や課題を含む当該年度の取り組みの総括）を作成するものとする。

5 技能向上等の機会の確保

配置する生活支援コーディネーターを、本市及び国や県、関係機関が実施する研修等へ積極的に参加させるなど、本業務の実施に必要となる先進事例などの知見の獲得や技能の向上等を図ること。